

岩手町家賃支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内に事業所のある中小事業者に対し、家賃等の給付を行います。

◎給付額：ひと月の家賃等の1/2×3カ月分
(最大30万円)

○支給対象者：町内に事業所を有し、指定する業種の中小事業者
(主な対象業種：小売業、宿泊業、飲食業及びサービス業)

○主な条件：令和4年1月～3月のうち、いずれかひと月の売
上が令和元年同月比30%以上減少した者

○申請期限：令和4年5月31日

○申請様式：役場企画商工課窓口（2階⑤番）
又は町ホームページでお求めください。

【申請に必要な書類】

- ①申請日の前1か月以内に支払った家賃の領収書
- ②賃貸借契約の存在を証する書類
- ③対象とする売上高と令和元年同月の売上高を証する資料
- ④振込口座が確認できる書類

お問い合わせ
役場 企画商工課 商工観光係
TEL 62-2111 (内線213)